

大阪市消防局公式Instagram運用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪市消防局（以下「当局」という。）が、Meta の運営するスマートフォン向け写真共有アプリケーションサービス Instagram（以下「Instagram」という。）上に開設する「大阪市消防局公式Instagram」のアカウント（以下「アカウント」という。）について、その運用に係る基本的事項及びアカウントの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

（運営主体等）

第2条 アカウントの運営主体は当局とし、アカウントの総括管理及び情報掲載は企画部企画課において行うものとする。

2 アカウント URL は、<https://www.instagram.com/omfd.119/>とする。

3 アカウントの適切な運用及び管理を行うため、運用管理責任者を置き、企画部企画課長をもって充てる。

（情報発信）

第3条 アカウントに掲載できる写真等は、次に掲げるものとし、写真等にコメント等を添える場合は、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って平易な言葉で丁寧に伝えるものとする。

(1) 当局が実施する各種イベント、訓練等の模様

(2) 前号に掲げるもののほか、アカウントに掲載する情報として運用管理責任者が適当と認めるもの

（返信）

第4条 当局からのコメント等への返信については、原則として行わないものとする。ただし、運用管理責任者が必要と認める場合については、この限りでない。

（利用者の遵守事項）

第5条 利用者は、アカウントの利用に際して、次に掲げる行為又はそのおそれがある行為を行ってはならない。なお、利用者による投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、投稿の全部または一部を削除することがある。

(1) 当局及び他の利用者又は第三者の権利及び財産を侵害する行為

- (2) 当局及び他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、侮辱し、名誉、信用等を毀損し、及びプライバシー等を侵害（当局及び他の利用者又は第三者のメールアドレス、電話番号、住所等の個人の特定につながる情報を開示する行為を含む。）し、又は業務を妨害する行為
 - (3) 公職選挙法に違反する行為
 - (4) 宗教団体その他の団体・組織への加入を勧誘する行為
 - (5) 出資、寄付、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
 - (6) 当局が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又はアカウントをファイルのダウンロードとして利用する行為
 - (7) アカウントを利用して、当局及び他の利用者又は第三者に対し、コンピューターのソフト・ハードの正常な機能を阻害するウィルス等の有害なプログラム、ファイル等を発信する行為
 - (8) アカウントに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
 - (9) 当局及び他の利用者又は第三者によるページの提供及び利用を阻害する行為
 - (10) アカウントに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為及びアカウントの全部又は一部を監視若しくは複製する行為
 - (11) その他インスタグラムの利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他当局が不適切と判断する行為
- 2 利用者は、アカウントの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任及び費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、当局に一切迷惑をかけないものとする。
- 3 当局は、アカウントの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が運用管理責任者等の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。
- 4 当局は、利用者がこの要綱に違反して当局に損害を与えた場合、当該利用者に対し、損害賠償を請求できるものとする。

（違反行為への措置）

第6条 運用管理責任者は、利用者がこの要綱のいずれかの条項に違反した場合、当該利用者に対し、事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がアカウント上に投稿したコメント等の削除、その他必要な措置を講じることができるものとする。

（利用者からの情報についての免責）

第7条 当局は、アカウントを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、掲載された当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、当局は一切責任を負わないものとする。

（知的所有権の扱い）

第8条 アカウントに掲載している写真、イラスト、音声、動画及びコメント等（以下「著作物」という。）については、知的所有権を適用し、当局に帰属するものとする。

2 利用者は、アカウントの利用に際して、アカウント上に掲載し又は当局に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償で当局に譲渡するものとし、当局による当該情報、内容等の利用に関して、著作権人格権を行使しないものとする。

3 利用者は、アカウントを通じて入手したいかなる情報、内容等について個人使用又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等してはならない。

4 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲を超えて、著作物を無断で複製・転用することを禁止する。

（管轄裁判所）

第9条 アカウントの利用及びこの要綱に伴う紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（要綱の掲載及び変更）

第10条 この要綱は、当局ホームページ上に掲載し、アドレスをアカウント上に掲載するものとする。

2 運用管理責任者は、利用者の同意を得ることなく本要綱の内容を変更することができるものとする。

3 本要綱に変更が生じた場合は、変更後の要綱を運用管理責任者が当局ホームページ上に掲載した時点で効力が生じ、以降、利用者は変更後の要綱の適用を受けるものとする。

（情報セキュリティ対策）

第11条 当局は、アカウントが実際の当局のものであることを明らかにするために、当局のホームページに当該情報を掲載して参照可能とするとともに、当該アカウントの自由記述欄等にアカウントの運用組織を明示するものとする。

2 アカウント管理のパスワードや認証のためのコード等の認証情報及びこれを記録した媒体（ICカード等）等を適正に管理するものとする。

- 3 情報発信内容は、当要綱第3条に定めるものとし、大阪市情報セキュリティ対策基準に定める重要性分類 以上のデータは発信してはならない。ただし、身体人命に危険が及ぶ可能性が高い事業において緊急性を要する場合を除く。
- 4 運用管理者は、アカウントの乗っ取りを確認した場合には、被害を最小限にするため、次の措置を講ずること。
- (1) ログインし、パスワード変更を実施
 - (2) ログインし、アカウントの運用停止（場合によってはアカウント削除）を実施
 - (3) ログインができない場合は、インスタグラムのトップページよりヘルプセンターへアクセスし、不正利用の報告を行うこと。
 - (4) 被害の状況に応じて、セキュリティインシデント報告を消防局 ICT 管理者へ行うこと。
 - (5) 市民等への影響や社会的影響がある場合は、必要に応じて報道発表、もしくは当局ホームページに公表すること。
 - (6) その他必要な措置を講ずること。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、運用管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和3年12月1日より適用する。